

令和 2 年度 輸出に取り組む優良事業者表彰実施要領

公益財団法人食品等流通合理化促進機構

第 1 趣旨

我が国の農林水産物・食品の輸出については、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）において、平成 32 年の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成が示され、その後「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）において、平成 31 年に 1 年前倒しで目標達成することとされたところである。

また、農林水産省では、平成 20 年より、我が国の農林水産物・食品の輸出取組事例を収集・公表し、輸出に取り組む機運を高めることを目的として「農林水産物・食品の輸出取組事例」を作成しているところである。

今後更なる輸出拡大を図っていくためには、我が国の農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起する必要がある。

このため、輸出に取り組む事業者のうち、優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介することによって、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進する。

なお、本事業は農林水産省の補助事業「令和 2 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出に取り組む優良事業者表彰」の採択を受けて実施する。

第 2 実施主体

この表彰は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）が実施する。

第 3 表彰対象事業者

表彰対象事業者は、我が国の農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人（以下「輸出事業者」という。）とする。なお、そのうち、農林水産祭への参加は、経営規模が農林水産祭表彰要領（昭和 37 年 6 月 12 日付け 37 総第 1369 号農林事務次官依命通知）別表②の「経営」欄の多角化経営部門に規定する最低基準を満たしているものを対象とし、当該農林水産業者の出品財とする。

第 4 募集

1. 募集方法

応募は第 3 の対象者の条件を満たしていれば自薦・他薦を問わない。応募者は別紙様式の「令和 2 年度「輸出に取り組む優良事業者表彰」応募様式」に所定の事項を記入し、それに基づく必要な書類を添付のうえ、第 14 の提出先へ郵送もしくは電子メー

ルにて提出するものとする。ただし、他薦の場合は表彰対象事業者がこの要領の内容を理解いただき同意を得たうえで推薦するものとする。

2. 募集期間

令和2年6月1日（月）から7月31日（金）（17時必着）までとする。

3. 募集に当たっての留意事項

- (ア) 応募資料、写真等は返却しない。
- (イ) 応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合がある。
- (ウ) 応募資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (エ) 応募資料の提出後の差し替えは認めない。
- (オ) 最終審査結果については食流機構及び農林水産省のホームページで公表するものとする。

第5 審査

1. 第6の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、「輸出に取り組む優良事業者表彰」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員会の委員は、食流機構が委嘱するものとする。
3. 審査委員会の長（以下「審査委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
4. 審査委員会は、自薦・他薦による応募の中から、別紙1の「輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準」に基づいて、応募様式による書類審査に加え、現地調査を実施したうえで、最終審査において第6に定める表彰の候補を選定する。
5. 最終審査においては、輸出事業者の財務面の審査も行うものとして、現地調査時に4期分の決算書を提出し、食流機構はその決算書に基づいて財務審査も実施する。
6. 各審査委員会の内容は非公開とする。
7. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

第6 表彰

活動・取組の中から、別紙1の「輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞 3点以内

（そのうち、第3なお書きに該当する最も優秀な1点については、農林水産祭へ出品する。）

農林水産省食料産業局長賞 6点以内

第7 スケジュール

応募受付開始	令和2年6月1日（月）
応募受付締切	令和2年7月31日（金）
書類審査	令和2年8月中旬
現地審査	令和2年8月下旬～9月中旬
最終審査	令和2年9月下旬
審査結果の公表	令和2年10月上旬
表彰式	令和2年12月中旬

※募集・審査・表彰の流れについては別紙2参照

第8 表彰された取組の普及

より幅広く輸出に取り組む優良活動を普及すべく、農林水産省及び各地方農政局等（別紙3）、関係機関と連携し、また食流機構のネットワークを活用して、表彰された取組についてホームページをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとする。

第9 輸出に取り組む優良事例集の作成

表彰された輸出事業者及びその取組について、食流機構が作成する「輸出に取り組む優良事例集（仮）」に掲載することとする。表彰された輸出事業者はその作成に当たって必要な協力をすることとする。

第10 庶務

当該表彰に係る庶務は、食流機構が行うものとする。

第11 個人情報の保護について

応募様式に記入された個人情報については、応募者及び表彰対象者の同意なく農林水産省、審査委員会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはない。また、食流機構は個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に扱い、保護に努めるものとする。応募様式に記入された個人情報は以下の目的で使用する。

- （ア） 応募内容の問合せ
- （イ） 審査を行うための参考情報
- （ウ） 本表彰事業に関する通知・告知
- （エ） その他、農林水産物・食品の輸出拡大のため
- （オ） 地方農政局等で開催する輸出に関する表彰事業

第12 知的財産権等について

提出された応募様式についての著作権の移転は行わない。ただし、輸出の拡大に向けた幅広いPRのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、冊子、ホームページなどへの掲載や報道機関へ提供する場合がある。

また、応募様式に関するすべての権利（著作権・肖像権等）は、応募者が処理をしたうえで応募するものとする。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者の責任において処理をするものとする。

第13 その他

その他必要な事項については、食流機構が別に定めるものとする。

第14 提出先・問合せ先

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-4-5 第1東ビル6階

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 杉本、青木

電子メール t.sugimoto@ofsi.or.jp

TEL : 03-5809-2176 FAX : 03-5809-2183

【別紙1】

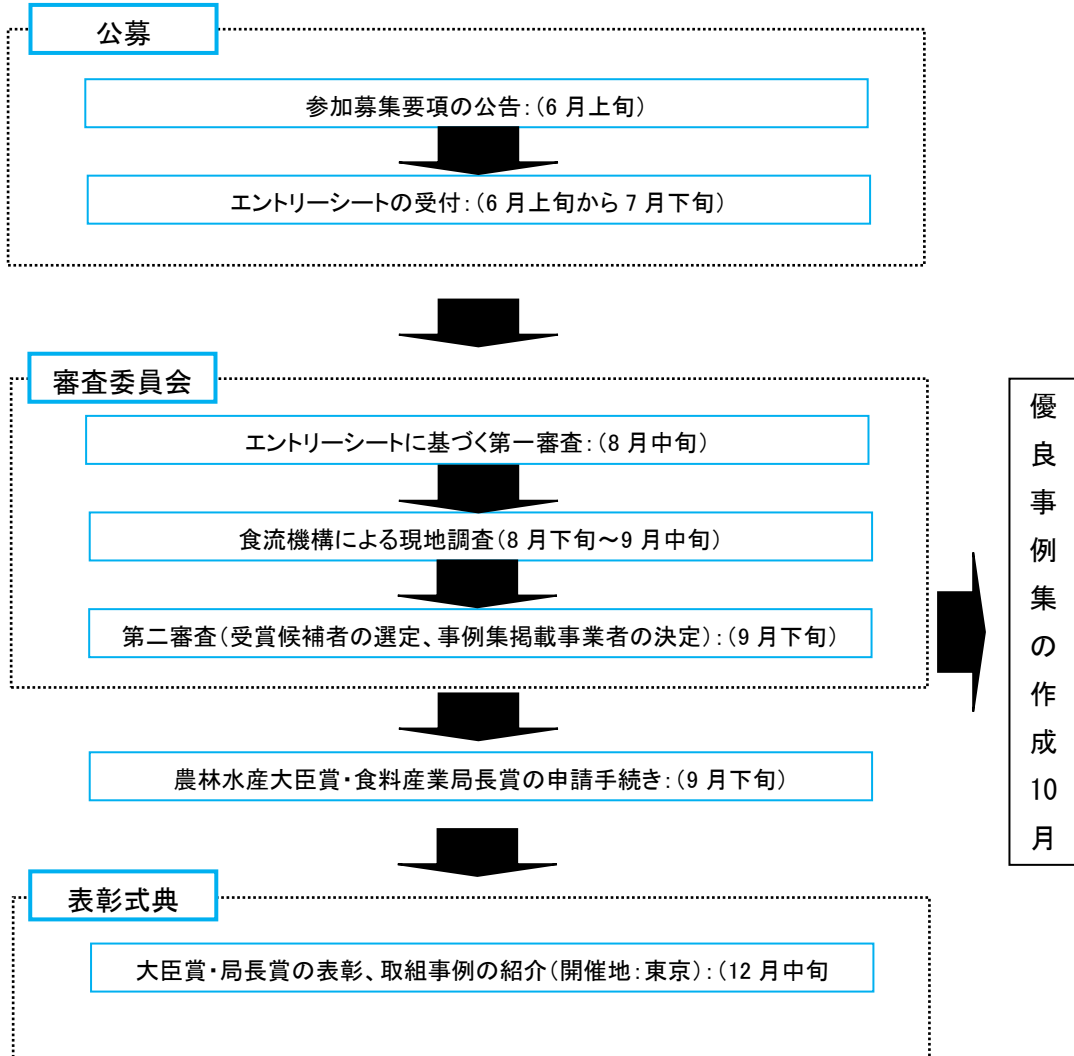
輸出に取り組む優良事業者表彰選賞基準

審査項目	選賞基準（審査の視点）
輸出規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか ● 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出事業者における輸出額、量、品目等が増加しているか ● 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか ● これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか ● 輸出を可能にするための商品開発・技術革新が行われているか ● 既存流通とは異なるビジネスモデルを構築しているか
定着性	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか ● 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか ● 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の農林水産物・食品の拡大に繋がる取組となっているか ● 農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか ● 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか

※ 我が国の農林水産物・食品の輸出を直接行っていない、冷凍・冷蔵技術を含む輸送技術等の開発者や物流等の事業者の場合も上記の基準によって評価するものとする。

【別紙2】

公募・審査・表彰の流れ



【別紙3】

各地方農政局等と担当都道府県

ブロック	各地方農政局等	担当都道府県
北海道	北海道農政事務所	北海道
東北	東北農政局	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川 山梨、長野、静岡
北陸	北陸農政局	新潟、富山、石川、福井
東海	東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿	近畿農政局	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、 愛媛、高知
九州	九州農政局	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	内閣府沖縄総合事務局	沖縄